

# 企画競争の実施公告

国有林材の販売委託に係る企画競争を次のとおり実施するので公告する。

- 1 事 項：令和8年度 関東森林管理局 販売委託業務
- 2 委託予定物件：別紙1の予定一覧表による
- 3 参加資格
  - (1) 問屋業者（商法（明治32年法律第48号）第551条に定める問屋をいう。）であること。
  - (2) 林産物のせり売り又は入札売りの業務につき引き続き2年以上の経験を有すること。
  - (3) 資産信用が確実であって、国有林野の産物販売委託規程（昭和35年9月10日農林省告示第869号）第18条の2に規定する担保を提供することができる資力を有すること。
- 4 企画競争説明書の交付期間及び場所
  - (1) 交付期間：令和8年2月16日 ～ 令和8年3月4日
  - (2) 交付場所：関東森林管理局資源活用課供給計画係  
(注：関東森林管理局ホームページからもダウンロードできます。)
- 5 企画提案書の提出期限及び提出場所
  - (1) 提出期限：令和8年3月4日（水）午後4時00分まで（必着）
  - (2) 提出場所：関東森林管理局資源活用課供給計画係  
E-mail：ks\_kanto\_sigen@maff.go.jp
- 6 企画提案書の無効  
本公告に示した参加資格（上記3）の無い者が提出した企画提案書は無効とする。
- 7 その他
  - (1) 本公告に記載なき事項は、企画競争説明書による。
  - (2) 企画提案書の提出に際しては、暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）の内容を確認の上、企画提案書に添付して提出すること。
  - (3) 企画提案書に虚偽の記載があった場合及び添付された暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合、提出された企画提案書は無効とする。また、前記の虚偽の記載等の発覚が選定後であっても同様とする。なお、本企画競争に係る国有林野の産物販売委託契約においては、暴力団排除に関する特約事項（別紙3）を付して締結する。
  - (4) 本公告は、国会での令和8年度予算の成立が前提となるので、今後、内容の変更等がある場合がある。また、提案のあった委託数量の委託を確約するものではない。
- 8 照会窓口  
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4丁目16-25  
関東森林管理局資源活用課供給計画係  
電話：027-210-1188（直通）

令和8年2月16日

関東森林管理局長 松村 孝典

## 令和8年度 関東森林管理局販売委託業務予定一覧表

森林管理署等名	樹種	数量(m <sup>3</sup> )	
		樹種別	計
磐城森林管理署	スギ	5,820	6,700
	ヒノキ	880	
福島森林管理署	スギ	1,570	3,000
	ヒノキ	385	
	アカマツ	945	
	カラマツ	100	
福島森林管理署白河支署	スギ	6,550	8,500
	ヒノキ	1,950	
棚倉森林管理署	スギ	10,510	13,500
	ヒノキ	2,990	
会津森林管理署南会津支署	カラマツ	500	500
塩那森林管理署	スギ	1,200	2,700
	ヒノキ	1,500	
日光森林管理署	ヒノキ	2,400	2,400
群馬森林管理署	スギ	5,890	6,380
	ヒノキ	420	
	カラマツ	70	
利根沼田森林管理署	スギ	1,650	2,000
	ヒノキ	350	
下越森林管理署	スギ	30	30
茨城森林管理署	スギ	15,700	26,100
	ヒノキ	10,400	
東京神奈川森林管理署	スギ	280	1,200
	ヒノキ	920	
伊豆森林管理署	スギ	2,800	4,200
	ヒノキ	1,400	
静岡森林管理署	スギ	180	1,300
	ヒノキ	1,120	
天竜森林管理署	スギ	1,320	3,630
	ヒノキ	2,310	
埼玉森林管理事務所	ヒノキ	620	1,250
	カラマツ	630	
千葉森林管理事務所	スギ	370	600
	ヒノキ	230	
山梨森林管理事務所	スギ	390	1,030
	ヒノキ	640	

(注1)上記数量等は、予定であり変更となる場合がある。

(注2)上記数量は、一市場等に対する委託数量ではない。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、関東森林管理局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、「販売委託業務に係る企画提案書」の提出をもって誓約します。

### 別紙 3

#### 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（転売等に関する契約解除）

第4条 乙は、引渡前（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで）契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。